三豊市農業委員会3月定例総会議事録

令和3年3月22日午後2時00分より、三豊市農業委員会3月定例総会を三豊市危機管理センター 301・302会議室において開催した。

1. 出席者、欠席者の状況

出席者 23名(農業委員17名、農地利用最適化推進委員6名)

欠席者 8名

【農業委員】

(出席○・欠席一)

1番	堀江 博	0	2番	細川 耕助	0	3番	岡根 譲	0
4番	松岡 幸信	_	5番	黒木 昭則	0	6番	石井 德和	0
7番	貞廣 駿	0	8番	石井 宏昭	0	9番	橋川 義信	0
10番	白川 智樹	0	11番	大西 弘	0	12番	片山 雅夫	0
13番	新延 健	_	14番	田所 上奉	0	15番	三好 康芳	_
16番	田井 三代子	_	17番	金子 芳巳	_	18番	石原 剛	0
19番	西山 正一	0	20番	大崎 正義	0	21番	森 尚行	0
22番	宮﨑 和代	_	23番	正田 茂義	0	24番	吉田 由紀	_

【農地利用最適化推進委員】

•	Z. E. V. W. Z. E. B. E. S. Z. E.										
	3番	臼杵 寛壽	0	13番	小野	茂樹	0	28番	星賀	雅敏	0
	31番	嶋田 洋一	0	46番	十鳥	勉	0	55番	吉久	彰人	_
	66番	星川 浩司						•			

2. 署名委員

7番 貞廣 駿 18番 石原 剛

3. 傍聴人

なし

4. 事務局の出席者

 事務局長
 片桐
 伸尚

 事務局次長
 磯崎
 早記

 主
 任
 菅原
 雅慶

 主
 任
 大井
 要平

5. 書 記

主 任 赤松 琴美

6. 議 題

議案第 1号 使用貸借にかかる農地返還通知の件について(報告)

議案第 2号 農地法第18条第6項の規定による通知の件について(報告)

議案第 3号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について

議案第 4号 農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について

議案第 5号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について

議案第 6号 非農地通知の件について

議案第 7号 農用地利用集積計画の件について

議案第 8号 農地法第25条の規定による和解の仲介の件について

その他の件について

7. 開会 【午後2時00分】

事務局長 ご案内の時刻が参りました。

それでは、ただ今より開会いたします。三豊市農業委員会3月定例総会の開会にあたり、堀江会長より挨拶をいただきます。

会 みなさん、こんにちは。新型コロナウイルス感染症流行による行動制限 長 がある中、また、お忙しい中ご参集いただき、ありがとうございます。今 年度も残り10日あまりとなりました。 先般市長と話した際には、新型コ ロナウイルス感染症のワクチン確保を急いでいるところということで、高 齢者への接種の開始は4月の下旬ごろには、と考えているそうです。2回 接種が終われば、少し安心できるのかなと思います。まだしばらくの間は、 さらなる感染流行が起こらないように、気を付けて生活をしていかないと なりません。本日の午前中に香川県八市農業委員会会長と事務局長の協議 会が高松でありました。そこでもいろいろな話が出ました。まずは、今年 度の戸別アンケート調査を実施していただき、ありがとうございました。 調査結果を地図に落とし込んだ資料をもとに、話し合いに進むことになり ます。予想はしておりましたが、5年先、10年先には後継者がいないと いう農家が、非常に多いということがわかりました。これからの農業委員 会の役割は、法の番人という役割に加え、地域の農地を次の農業者へ繋ぐ ということが重要となると思います。地域の農地をどの人、またはグルー プにしてもらうのか、地域ごとに集落の話し合いを行うことが、我々の残 りの任期の仕事となります。言うのは簡単ですが、実行するとなると非常 に大役です。各地域によって、やり方はいろいろになると思います。また、 4月に農業委員・推進委員の研修会もありますので、そこで話が出ること になるかもしれません。どうぞみなさん、よろしくお願いいたします。

本日は欠席された委員さんが7名おいでます。案件は、そう多くはありませんけれども、できるだけ簡潔に、できるだけ短時間で審議できますよう、皆様のご協力をお願いし、開会のご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

事務局長 ありがとうございました。

ただいまの出席農業委員は17名です。定足数に達しており、会議が成立いたしますことをご報告申し上げます。なお、議席番号4番 松岡 幸信 委員、議席番号13番 新延 健 委員、議席番号15番 三好 康芳 委員、議席番号16番 田井 三代子 委員、議席番号17番 金子 芳巳 委員、議席番号22番 宮﨑 和代 委員、議席番号24番 吉田 由紀 委員 よりあらかじめ欠席する旨の連絡をいただいております。

なお、恐れ入りますが、携帯電話をお持ちの方は、会議中は電源を切るかマナーモードに設定していただきますようお願いいたします。

本日、香川県では「準感染警戒期」に移行されました。定例総会においても入室前の手指の消毒やマスクの着用をお願いしております。また、座席の配置を変更し、会議中は換気のため窓を開放します。会議時間を短縮するため通常より簡潔に議案説明をいたします。分かりにくいところなどありましたら、説明後に質問をお願いいたします。ご出席いただいております農地利用最適化推進委員さんには、議案に対して質疑・意見等を述べることは可能ですが、採決には参加することができません。以上のことをご理解の上、議事進行にご協力いただきますようお願い申し上げます。

それでは、総会会議規則第6条の規定によりまして、本会議の議長を堀江

会長にお願いいたします。

議 長 ただ今から、三豊市農業委員会3月定例総会を開会いたします。

最初に、本総会会議規則に従いまして、私から議事録署名人を指名させていただきます。それでは議席番号7番 貞廣 駿 委員、議席番号18番 石原 剛 委員のご両名にお願いいたします。

本日の議題につきましては、事前に送付させていただいております議案書のとおりです。それでは、これより議事に入ります。

1ページを開いてください。議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知 の件について」を議題といたします。事務局の報告を求めます。

事務局 議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第1号 番号1号から番号3号を朗読 〕

以上3件、当農業委員会に対しまして、使用貸借権の解約が双方合意の上、成立された旨、通知がありましたのでご報告申し上げます。

- 議 長 ただ今の議案第1号の報告に対しまして、みなさん方から何かご意見、ご 質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議長 ないようですので、議案第1号「使用貸借にかかる農地返還通知の件について」の番号1号から番号3号の3件の報告事項は、異議なしと認めます。 次に進ませていただきます。2ページを開いてください。議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を議題といたします。 事務局の報告を求めます。
- 事務局 議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知の件について」を報告いたします。

〔 議案第2号 番号1号を朗読 〕

以上1件、農地法第18条第6項の規定によりまして、当農業委員会に対して、賃貸借権の合意解約がなされた旨、通知がありましたのでご報告を申し上げます。

- 議 長 ただいまの議案第2号の報告に関しての質疑をお受けします。みなさん、 いかがでしょうか。
- 一 同 「 なしの声あり 〕
- 議長 無いようですので、議案第2号「農地法第18条第6項の規定による通知 の件について」の番号1号の1件の報告事項は、異議なしと認めます。 次に進ませていただきます。3ページを開いてください。議案第3号「農 地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

事務局 議案第3号「農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について」の 番号1号から番号11号について説明をさせていただきます。

〔 議案第3号 番号1号から番号11号を朗読 〕

以上11件につきましては、農地の権利移動の不許可条項であります、農地法第3条第2項の各号に該当しないと思われますのでご提案申し上げます。ご審議の程、よろしくお願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
- 2 番 議席番号4番 松岡 幸信 委員が欠席のため、代わって説明いたします。 番号1号についてですが、譲渡人は高齢となり、営農できなくなりました。 昨年12月に譲受人と話がまとまり、売買となりました。現況を確認したと ころ、カキ畑となっております。譲受人は引き続きカキ畑として営農してい く予定です。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろし くお願いします。
- 6 番 番号2号から番号4号については関連しておりますので、まとめて説明します。営農型太陽光発電施設の再申請です。借人3名は譲渡人の知人で、申請地の上に設置したパネルの下では、営農されていますので、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
- 番番号5号と番号6号について説明します。譲渡人は同一人物ですので、まとめて説明いたします。譲渡人には農業後継者がおらず、農地を譲渡したいと考えていました。番号5号の譲受人は若い担い手で、主にネギ・キャベツ・ブロッコリーを作っています。番号6号の譲受人は主に水稲とブロッコリーを作っています。どちらも常時農業に従事し、所有農地はすべて耕作しています。下限面積を超えており、周辺農地への影響もありません。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
- 10番番号7号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚にあたり、譲渡人はあまり農業をしておらず、所有農地の一部は中間管理機構を通して貸しています。譲渡人から譲受人に相談をし、売買となりました。現地を確認したところ、農地として利用できますが、水稲や野菜を作るには面積が小さく感じました。譲受人は今後果樹を植える予定だそうです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。
- 14 番 議席番号15番 三好 康芳 委員が欠席のため、代わって説明いたします。 番号8号についてですが、譲渡人は高齢で持病があり耕作できないため、以前 から管理をお願いしていた譲受人に、買ってくれないかと相談し、話がまとま りました。現地を確認したところ、農地として利用されており、耕作に問題あ りません。譲受人は水稲と野菜を作っており、常時農業に従事しております。 所有農地は全て管理しており、周辺農地への影響もありません。問題ないと思 われます。ご審議よろしくお願いします。
- 18 番 番号9号について説明します。先ほどの議案第2号番号1号と関連しております。市外に住む譲渡人は別の方に貸していたのですが、草が生え管理が行き届いていませんでした。譲受人は、以前申請地の隣地を農地法第3条の許可に

より取得しています。以前は竹藪となっており、水路がどこにあるのかもわからない状態でしたが、現在は重機をつかって伐根し整備が進んでいます。併せてイノシシやタヌキの住処となっていた宅地部分も整備するそうです。今後は畑として利用するそうです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

議 長 番号10号と番号11号については、私の担当地域ですので、説明させてい ただきます。

まず、番号10号について説明します。譲渡人と譲受人は親戚です。遠方に住む譲渡人から譲受人が借り受けて、ずっと水稲や野菜を作っていました。譲受人は地域の担い手として、多くの農地を耕作しています。水稲を中心にヤマイモや野菜を作っており、農地は全て適正に管理されております。農地の状況に変わりはありませんので、周辺農地に影響ありません。無償の譲渡です。問題ないと思われます。

次に番号11号についてです。申請地は先月、譲受人が農地法3条により所有権移転が許可された農地に隣接しています。先月まとめて申請するべきだったのですが、忘れていたとのことで、改めて申請が出ました。譲渡人と譲受人は親戚です。譲渡人は市外に転出し営農できなくなるため、無償で譲渡したいとのことです。申請地には果樹を植える予定です。周辺に影響はなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

以上で担当委員の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご意 見、ご質問ございませんか。

- 一 同 〔 なしの声あり 〕
- 議長 ないようでございますので、議案第3号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請の件について」の番号1号から番号11号について、お諮りいたしま す。ご異議ありませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第3号「農地法第3条第1項の規定による 許可申請の件について」の番号1号から番号11号の11件につきましては許 可することと決定します。

次に進ませていただきます。 6ページを開いてください。議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。

事務局 議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第4号 番号1号から番3号を朗読 〕

なお、農地区分につきましては、番号 1 号及び番号 3 号の一部については、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、第 1 種農地です。その他は全て 2 種農地です。第 1 種農地につきましては原則不許可ですが、番号 1 号は仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合であり、番号 3 号の一部については、その地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当し

ております。

以上3件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。担当委員から説明をお願いします。
- 14番番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。申請地は、比地大地区と下高野地区の境目にある宮池と道を挟んだところにあります。今回、営農型太陽光発電施設の再申請ということです。現地を確認したところ、パネルの下には、シキミが植えられていました。一部枯れているところもありましたので、申請者に確認したところ、200本ほど新たな苗を発注しておるとのことです。今までは20センチほどの苗を植えていたのですが、根付きが悪かったので、今度は40センチほどの苗を植える予定だそうです。4月中には改植したいとのことです。ご審議よろしくお願いします。
- 議 長 番号3号については、私の担当地域ですので、私から説明させていただきます。位置図公図をご覧ください。申請地には、30年ほど前から申請人の住居と納屋が建っております。次の議案第5号番号12番の申請を出すにあたり、無断転用が分かったため、併せて解消したいとのことです。申請人は地域で農業を営んでおり、最低限必要な施設と思われます。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

- 一 同 「なしの声あり」
- 議長 ないようでございますので、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による 許可申請の件について」の番号1号から番号3号をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地法第4条第1項の規定による許可申請の件について」の番号1号から番号3号の3件は、適当と認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。7ページをお開きください。議案第5号「農地 法第5条第1項の規定による許可申請の件について」を議題といたします。事 務局の説明を求めます。

事務局 議案第5号「農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について」の説明をさせていただきます。

〔 議案第5号 番号1号から番号13号を朗読 〕

なお、農地区分につきましては、農地区分につきましては、番号1号、番号2号、番号4号から番号6号、番号9号の一部、番号10号、番号12号については、国または地方自治体の補助を受けて整備された農地でありますので、

第1種農地です。第1種農地につきましては、原則不許可ですが、番号1号および番号10号については、既存の施設の拡張で拡張の面積が既存面積の2分の1を超えないものであり、番号2号、番号4号から番号6号、番号9号については、仮設工作物の設置その他一時的な利用に供する場合に該当し、番号12号については、その地域において居住する者の日常生活上必要な施設で集落に接続して設置されるものであることから、不許可の例外に該当しております。その他は、全て第2種農地です。

以上13件につきましては、営農条件及び市街地化の状況から判断する立地 基準と、転用の確実性及び周辺農地への被害防除措置から判断する一般基準に 適合していると思われますので、ご提案申し上げます。よろしくご審議の程お 願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。続いて担当委員から説明をお願いします。
- 2 番 議席番号4番 松岡 幸信 委員 が欠席のため、代わって、番号1号について 説明します。位置図公図をご覧ください。三豊市立南部保育所の駐車場として 使用されます。周辺農地に影響なく、問題ないと思われます。

続いて、番号2号から番号3号の説明をいたします。位置図公図をご覧ください。茶畑の上の高いところに位置しております。香川用水の送水管の工事に関する用地として、一時的に使用されます。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

- 6 番 番号4号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。議案第3号 番号2号から番号4号と関連した営農型太陽光発電施設の支柱部分の再申請 です。周辺農地への影響もなく、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願 いいたします。
- 7 番 番号7号と番号8号について説明します。どちらの譲受人も同一ですので、 併せて説明いたします。位置図公図をご覧ください。申請地は上高瀬小学校の 南側に位置しております。最近この周辺は、住宅が多く建てられています。譲 受人はこの近くで賃貸用住宅を建設しています。申請地は、近所の方が耕作し ていたのですが、2年前からは不作付け地となっていました。譲受人は申請地 にも賃貸用住宅を建てたいと計画し、買い受けたいと譲渡人に話をしました。 譲渡人のひとりは今後農業をする予定がなく、もうひとりは市外で住んでおり 耕作できないため、話がまとまったそうです。水利など関係先の了解は得てお り、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いいたします。
- 11番番号9号について説明します。申請地は急傾斜地であるため、借人から土を とって平坦にし、香川用水の工事の資材置き場として一時的に利用したいと申 し入れがあり、受けたそうです。問題ないと思われます。ご審議よろしくお願 いいたします。
- 3 番 番号10号について説明いたします。位置図公図をご覧ください。大見小学校の近くにあります。申請地の隣には薬局があるのですが、その駐車場として利用しているところです。手続きができていなかったとのことです。周辺農地に影響はなく、問題ないと思われます。
- 議 長 番号12号については、私の担当地域ですので、私から説明させていただき ます。位置図公図をご覧ください。先ほどの議案第4号番号3号と関連してお

ります。貸人の住宅に、家族が帰ってきて同居をするとのことで、借人の住居 が必要となり、新たに家を建てたいとの申請です。申請地は貸人の家のすぐ向 かい側にあり、問題ないと思われます。ご審議よろしくお願いします。

担当委員の説明が終わりました。それでは、これより質疑に入ります。ご質問ございませんか。

- 8 番 番号4号から番号6号の営農型太陽光発電施設の申請について、お尋ねします。再申請とのことですが、何回目の申請でしょうか。また、営農状況の報告内容は確認されましたか。
- 事務局 営農型太陽光発電施設は、設置して6年が経過し、3回目の申請です。営農型太陽光発電施設を設置した場合、毎年2月に営農の状態を報告することが義務づけられています。その添付資料によりますと、シキミについては、だいたい6年を経過してから少しずつ出荷する計画となっておりました。実際には、まだ成木になっておりませんので、出荷はまだ難しいと思われます。また、枯れたものもありますので、改植をする予定です。
- 8 番 ありがとうございます。シキミの場合は、一時転用を何回もしてでないと、 出荷できないそうなので、何回目の一時転用なのかなと思って質問しました。
- 議 長 よろしいですか。ほかにご意見、ご質問はありませんか。
- 5 番 番号1号について質問します。この申請で、申請地の所有者は変わりますか。
- 事務局 番号1号の申請については、貸し借りの契約を結ぶということですので、所有者は変わりません。
- 議長賃貸借契約ということです。よろしいですか。ほかにご意見、ご質問はありませんか。
- 一 同 「 なしの声あり 〕
- 議 長 ないようでございますので、議案第5号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請の件について」の番号1号から番号13号について、お諮りいたしま す。ご異議ありませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって議案第5号「農地法第5条第1項の規定による 許可申請の件について」の番号1号から番号13号の13件については適当と 認め許可相当をもって県に進達することと決定いたします。

次に進ませていただきます。11ページをお開きください。議案第6号「非 農地通知の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 議案第6号「非農地通知の件について」の説明をさせていただきます。

「 議案第6号 番号1号から番号2号を朗読 〕

本件につきましては、農業委員会の利用状況調査によりまして、B分類と

判定した農地となっており、これらにつきましては総会に諮り農地、非農地の判断をすることとなっております。なお、本総会で非農地との決議をいただきましたら、土地所有者に対しまして、非農地通知を送付して登記地目の変更を要請いたします。また香川県の関係機関や法務局等に対し、非農地通知一覧表を送付いたします。農業委員会におきましても農地基本台帳からの削除など整備等を行います。よろしくご審議の程お願いいたします。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。引き続き担当委員から説明をお願いします。
- 2 番 番号1号について説明します。位置図公図をご覧ください。推進委員と現地 を確認しました。雑木が茂り、足を踏み入れられないほど山林化していました。 農地への復旧は困難と思われます。非農地が妥当と思われます。ご審議よろし くお願いいたします。
- 9 番 番号2号について説明します。位置図公図をご覧ください。神社から北へ向かって500メートルほど行ったところにあります。現地を確認したところ、長年耕作されず放置され、山林化していました。農地に復旧することは困難です。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議 長 担当委員の説明が終わりました。ご意見、ご質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 無いようでございますので、議案第6号「非農地通知の件について」番号1 号から番号2号をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一 同 「 異議なしの声あり 〕
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第6号「非農地通知の件について」番号 1号から番号2号の2件につきましては、適当と認め、対象地を農地法第2条 第1項に規定する「農地」に該当しないと判断し、非農地通知等を関係者に送 付することと決定いたします。

次に進ませていただきます。12ページをお開きください。議案第7号「農 用地利用集積計画の件について」を議題といたします。事務局の説明を求めま す

事務局 議案第7号「農用地利用集積計画の件について」を説明いたします。この農 用地利用集積計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の 規定に基づきまして農業委員会での決定が求められていますので、ご審議をお 願いいたします。

今月は議案書の12ページから70ページまでです。農地中間管理事業による所有権移転が1件、管理者から耕作者への貸付は103件、農地中間管理事業による一括方式での貸し付けに関しては6件、合計110件となっております。

以上、所有権移転および利用権の設定110件の申し出につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件であります、全てにおいて耕作の事業を行うということ、耕作の事業に必要な作業に常時従事するということ、対象農地を効率的に利用し耕作の事業を行うことができるということで、各3件の要件を満たしております。よろしくご審議の程、お願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。いかがでしょ うか、質問ございませんか。
- 一 同 [なしの声あり]
- 議 長 ないようですので、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」をお諮りします。ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第7号「農用地利用集積計画の件について」は、110件全て適当と認め、原案のとおり決定をいたします。 次に進ませていただきます。71ページをお開きください。議案第8号「農地法第25条の規定による和解の仲介の件について」を議題といたします。 事務局の説明を求めます。
- 事務局 議案第8号「農地法第25条の規定による和解の仲介の件について」を説明いたします。

[議案第8号 を朗読]

農地法第25条による「農業委員会による和解の仲介制度」は、農地などの利用関係の紛争について、当事者より和解の仲介の申立があった場合は、農林水産省令で定める手続きに従い、市農業委員会が和解の仲介を行うと定められております。ただし、市農業委員会で和解の仲介を行うことが困難と認めるときは、申立人の同意を得て、都道府県知事に和解の仲介を行うべき申出をすることができるとなっております。

本件については、まず、和解の仲介を三豊市農業委員会で行うか否か。また、市農業委員会での和解の仲介が困難として、香川県知事に和解の仲介を行うべき申出をするのか、ご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

- 議 長 事務局の説明が終わりました。今聞いただけでも、長い間、ご近所同士で の複雑なトラブルがあったようでございます。既に、地域担当委員が仲介の 場に立ち会っておられますので、担当委員からの説明をお願いします。
- 18 番 議案第8号について補足説明をいたします。資料をご覧ください。航空写真を見ていただきますとわかる通り、被申立人の所有地には、草が1本も生えていません。というのも、非申立人が頻繁に除草剤を撒いているので、このような状態になっているそうです。この紛争の原因はどこにあるかと申しますと、申立人によりますと、かつて県道がついた時に、県の事業で水路等を含め農地を整備しようという話があったそうなのですが、被申立人が反対して事業が実施できなかったということにあるようです。以前から事務局に何度も相談があり、申立人と被申立人それぞれに話はしていたのですが、解決に向かうことは全くありませんでした。そこで、昨年末に、市農業委員と事務局が立ちあって、話し合いをする場を持ちました。申立人と被申立人の話を聞いて、どこか折り合うところを見つけられないかと思っていたのですが、開始直後から双方が感情的になり、とても話し合えるような状態ではありませんでした。その後、申立人が法律相談に行き、弁護士と相談したところ、農業委員会が和解の仲介を行うことができると聞き、申立書を提出した

ということです。市農業委員会が、改めて仲介をしたとしても、和解に至る とは考えられません。ご審議よろしくお願いします。

- 議長 ありがとうございました。担当委員が間に入って、仲介を試みたけれども、 申立人と被申立人の双方に、全く歩み寄る姿勢が見られないとの説明があり ました。それでは、これより質疑に入ります。ご意見やご質問ございません か
- 一 同 〔 なしの声あり 〕
- 議長 ないようですので、議案第8号「農地法第25条の規定による和解の仲介の件について」をお諮りします。三豊市農業委員会による和解の仲介は困難と判断し、本人の同意を得たうえで、香川県知事に和解の仲介の申し出をすることで、ご異議ございませんか。
- 一 同 [異議なしの声あり]
- 議 長 異議なしと認めます。よって、議案第8号「農地法第25条の規定による 和解の仲介の件について」は、三豊市農業委員会による和解の仲介は困難と 判断し、本人の同意を得たうえで、香川県知事に和解の仲介の申し出をする こととします。

本日上程しておりました議案の審議は以上です。本来であれば、ここで 暫時休憩を取らせていただくのですが、会議時間の短縮のため、引き続き 審議を続けたいと思いますが、いかがでしょうか。

- 一 同 〔 異議なしの声あり 〕
- 議 長 ありがとうございます。では、その他の件について、事務局から説明を求 めます。

[その他の件の顛末は、次頁のとおり]

その他の件

- 1. 農用地利用配分計画(案)について(意見聴取) 令和3年3月審査分
- 2. 農業経営改善計画及び青年等就農計画の認定について (通知)
- 3. 次期農業委員及び農地利用最適化推進委員の募集について
- 4. その他
 - (1) 4月定例総会について

日 時 令和3年4月20日(火)午後1時30分 場 所 三豊市危機管理センター3階 301・302会議室

(2) 定例農事相談について 【時間 13:30~16:00】

相談日	開催場所	相談	委 員
4月7日(水)	危機管理センター 1階 打合せコーナー1	三野町:岡根 譲	豊中町:田所 上奉
		詫間町:金子 芳巳	仁尾町:西山 正一

(3) 今後の予定

月 日	会 議 名 等	開催場所
4月30日(金)	三豊市農業委員·農地利用	みとよ未来創造館
午後1時30分~	最適化推進委員研修会	3階 大ホール

- (4)配布資料
 - 農地利用最適化推進委員の定例総会出席要請表
 - 農業委員会委員候補者推薦書
 - 農事相談分担表
 - ・認定農業者名簿(各町ごと)
 - 各地区の農地利用最適化推進委員用資料

閉 会【午後3時30分】

以上、議事録の正確なることを証するため、下記に署名捺印する。

議	長			_
署名	委員			
署名	委員			